

三重県

工業用LPガス料金高騰対策支援金のご案内

三重県では工業用LPガスを契約し、利用する三重県内の中小企業者等に対し、工業用LPガスの使用量に応じた額（ガス料金の一部）を支援します。

ガス使用量に応じて以下の単価を乗じた支援金を給付します。

対象期間

支援額

令和5年4月～令和6年3月使用分

7 円/kg

15.281円/m³

3.717円/L

申請受付

期間

令和6年

消印有効

4月10日(水)～6月28日(金)

受給資格やガス使用量等を確認した後、支援金を給付します。

支援対象者

三重県内に本社又は事業所等を有し、工業用LPガスを契約し、三重県内で利用する中小企業者等。

※工業用LPガスとは、次に該当しないLPガスのことです。

- ・一般家庭が使用するLPガス
- ・冷暖房や飲食物の調理のため業務の用に消費するLPガス（飲食業等）
- ・一般乗客用旅客自動車運送事業に消費するLPガス（タクシー等）
- ・蒸気の発生、水温上昇のための燃料としてサービス業の用に消費するLPガス（公衆浴場業等）

※みなし大企業の場合は補助対象になりません。

申請方法

「三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金」案内サイト



から申請書類一式をダウンロードし必要事項を記載のうえ、必要書類を添えて事務局へ1部郵送してください。

※簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

事務局・問合せ

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

三重県中小企業団体中央会

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金 事務局

電話 059-228-5195

(受付時間 平日9時～17時)

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金 募 集 案 内

《目的》

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金は、エネルギー価格高騰の影響を受ける県内の中小企業者及び小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）に対し、工業用LPガスの使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とするものです。

《定義》

- 1 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「中小企業基本法」という。）第2条第1項に準じる次に掲げるものをいう。

業 種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- 2 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に準じる次に掲げるものをいう。

業 種	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

- 3 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)

に該当する中小企業者が所有している中小企業者等

(5) (1) から (3) に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

4 「工業用 L P ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 2 項に規定する「一般消費者等」が消費する L P ガス以外であって、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受け、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に消費する L P ガスを除く L P ガスをいう。

次に**該当しない**L P ガスが工業用 L P ガスに当てはまります。

- ・ 一般家庭が使用する L P ガス
- ・ 暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費する L P ガス（飲食業等）
- ・ 一般乗客用旅客自動車運送事業に消費する L P ガス（タクシー等）
- ・ 蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に消費する L P ガス（公衆浴場業等）

《支援対象者》

- 1 三重県内に本社又は事業所等を有し、工業用 L P ガスを契約し、三重県内で利用する中小企業者等とします。（販売のみを行っている事業者は対象外）
- 2 1 に該当する場合でも、みなし大企業の場合は支援対象になりません。
- 3 1 に該当する場合でも、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を公的機関等が所有する場合は支援対象になりません。

- 4 支援を受けようとするガスが三重県が実施する他の燃料費高騰対策（三重県LPガス料金高騰対策支援金、三重県タクシー事業者運行継続支援金等）の対象になっていないこと。

《対象期間及び支援額》

- 1 支援対象となる工業用LPガスの使用量は、令和5年4月から令和6年3月までの期間に納品されたガスの購入量とします。毎月検針を行っている場合は、令和5年5月から令和6年4月までに検針される購入量を対象とします。
- 2 対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生した場合は、その分を使用量から差し引きます。なお、対象期間中に購入したガスであっても、支援金を不正に受給することを目的に過大に購入したことが疑われる等の場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。調査の結果、不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになった場合には、支援金の返還を求めます。
- 3 支援額は、上記使用量に対して、7円/kg（15.281円/m³、3.717円/L）を乗じた金額とします。
- 4 申請金額に1円未満の端数が生じた場合は、合計申請額からこれを切り捨てます。
- 5 他の公的機関等による同一の工業用LPガス経費に対する支援金等を受給している場合、実際に支払った工業用LPガス料金から、当該支援金等のうち工業用LPガス支援に相当する金額を差し引いた金額が、交付の上限額となります。
- 6 1事業者あたりの申請金額に上限はありません。ただし、予算額の上限に到達した場合には、支援金の募集を打ち切ります。

《交付申請》

- 1 支援金の交付を受けようとする者は、工業用LPガス料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、申請額計算書（様式第2号）、工業用LPガス販売証明書（様式第3号）ほか、次の各号に掲げる書類を下記申請書送付先に提出してください。

（1）各月のガス購入量分かる書類一式

①請求書

②納品日（検針日）及び購入量分かる書類（納品書又は検針票等）

※①に納品日（検針日）及び購入量の記載がない場合の

みご提出ください。

- ①、②はそれぞれ写しでも可
 - (2) 従業員数を確認できる公的な書類（写しで可。《定義》1に掲げる表のうち、該当業種と照合し、資本金の額が上回る場合のみ提出が必要）
申請者が個人事業者の場合は、提出不要です。
 - (3) 申請日の前6か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写しで可。）個人事業主の場合は提出不要です。
 - (4) 振込先口座の情報（金融機関名、口座番号、名義人など）
が分かる書類（通帳の写し等）
 - (5) 株主及び役員一覧表（様式第4号）
申請者が個人事業者の場合は、提出不要です。
 - (6) その他必要と認める書類
- 2 交付申請について、同一の申請者につき一度限りとします。
 - 3 申請書の提出については、簡易書留など送達を確認できる方法で郵送してください。

※申請書等のダウンロード先

「三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金」案内サイト
<<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300407.htm>>

※申請書送付先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
三重県中小企業団体中央会
三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金事務局 宛

《申請受付期間》

申請受付期間は、令和6年4月10日から令和6年6月28日
(消印有効) までです。

《支援金の交付決定及び通知》

- 1 工業用LPガス料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは、工業用LPガス料金高騰対策支援金に係る交付決定及び支援額確定通知書を送付いたします。

- 2 支援金は、上記の規定により交付決定及び支援額確定を通知した後に、補助対象者が指定する金融機関口座へ支払います。

《留意事項》

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、支援金の返還請求を行います。
 - (1) 支援対象者が、支援金の交付申請を取り下げた場合
 - (2) 支援対象者が、法令等に基づく処分又は指示に違反した場合
 - (3) 支援対象者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
 - (4) 支援対象者が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に該当した場合
- 2 支援金の交付に関し円滑かつ適正な実行を図るため、必要に応じて書類の追加提出や是正、調査等を求めることがあります。
- 3 同一工業用LPガス経費等に対する支援金の受給状況等を確認するため、三重県庁内の関係課及び他の公的機関等に受給状況を調査することがあります。
- 4 支援金に係る書類一式については、支援金の支払の日の属する会計年度の終了後5年間保管してください。

《事務局・お問合せ先》

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
三重県中小企業団体中央会
三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金事務局
電話 059-228-5195
(受付時間 平日9時～17時)

※本支援金事業は、三重県の財源により、三重県中小企業団体中央会が事務局となり実施しています。

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金 Q & A

【当事業について】

番号	質問	回答
1	工業用LPガスとは何か。	<p>工業用LPガスとは、次に該当しないLPガスのことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭が使用するLPガス ・暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費するLPガス（飲食業等） ・一般乗客用旅客自動車運送事業に消費するLPガス（タクシー等） ・蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業のように消費するLPガス（公衆浴場業等）
2	工業用LPガスを利用しているか分からないが、どのように確認すればよいか。	<p>お手持ちの資料で確認ができない場合は、ガス販売事業者に直接お問い合わせください。</p>
3	なぜ今事業を開始し、令和5年4月使用分から支援金を交付するのか。	<p>エネルギー価格の高騰が長期化しており、工業用LPガスを利用する中小企業者等の生産活動への影響が大きくなっていることから、令和5年4月分から支援金を交付することとしました。</p>
4	支給対象期間を令和5年4月から令和6年3月使用分としているのはなぜか。	<p>本支援は、過去の工業用LPガスの使用実績に応じて支援金を交付する仕組みであることから、直近一年間分の使用実績に対する支援を令和6年4月以降すみややかに実施するため、支援対象期間を令和5年4月から令和6年3月までに設定しました。</p>
5	なぜみなし大企業は対象外としているのか。	<p>大企業の子会社等のいわゆる「みなし大企業」は、大企業から支援が受けられる環境にあるため、実質的に大企業と同じと考えられることから対象外としました。</p>
6	支給単価を7円/kgとしているのはなぜか。	<p>LPガスの卸売価格の値上り及び販売価格への転嫁状況、他府県の支援状況等を総合的に考慮し、支援単価を7円/kgに設定しました。</p>

【申請について】

番号	質問	回答
7	申請書類はどこで入手できるのか。	三重県のホームページからダウンロードしてください。 なお、申請書類の郵送等はありません。
8	申請書類はどのように提出すればよいか。	簡易書留等（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により、事務局宛に提出してください。 なお、持参による受付は行っておりません。
9	申請書類の提出に係る郵送料は、申請者の負担となるのか。	郵送料は申請者の負担をお願いいたします。
10	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	窓口での申請書類の作成補助は行っておりません。また、持参による受付も行っておりません。 なお、申請書類の作成に当たり、御不明な点等がありましたら、事務局（電話059-228-5195）にお問い合わせください。
11	ガス使用量をどのように算出するのか。	令和5年4月から令和6年3月までの期間に納品されたガスの購入量（毎月検針を行っている場合は令和5年5月から令和6年4月までに検針される購入量）を使用量とみなします。なお、対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生している場合には、その分を使用量から差し引きます。
12	メーター販売の場合、「〇月使用分」とはいつからいつまでのことか。	「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します。例えば、4月10日～5月9日のガス使用量を5月10日に検針し請求があった場合、これが4月使用分（5月検針分）となります。 ガス販売事業者からの請求書の「〇月分」の表記と異なる場合もありますので、ご注意ください。
13	従業員数は法人全体で判断するのか、事業所単位で判断するのか。個人の場合はどうか。	従業員数は法人全体の常時使用する従業員数（パート・アルバイトも含む。）です。個人の場合は個人の営む事業全体の従業員数（代表者は除く。）です。 従業員数を証する書類としては、法人であれば例えば労働保険概算保険料申告書や賃金台帳等があります。個人の場合は従業員数を証する書類は提出不要です。
14	工業用LPガス販売証明書はすべて申請者自身で記入するのか。	【販売先の事業所等情報】は申請者自身でお記入いただき、下部の【ガス販売事業者記載欄】はガス販売業者に記入を依頼してください。

【対象者について】

番号	質問	回答
15	本社が三重県外にあり、事業所・店舗は三重県内にある場合は支給対象となるのか。	本社が県外にあっても、三重県内に事業所が有り、三重県内で工業用LPガスを契約していれば対象になります。
16	NPO法人、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人は支給対象となるか。	支給要件を満たしていれば対象となります。
17	すでに家庭用LPガスで値引きを受けているが、本支援金に申請できるか。	すでにガス販売事業者を通じて「三重県LPガス料金高騰対策支援金」の月額1,000円の値引きを受けている一般消費者等は、本支援金の対象となりません。
18	LPガスを家庭用と工業用の両方の用途で使用している場合、どちらに該当するのか。	主としてどちらの用途で使用しているかで判断します。ガス販売事業者によって家庭用として判断された場合、すでに「三重県LPガス料金高騰対策支援金」にて値引きが行われている可能性があるため、どちらに該当するか不明の方は直接ガス販売事業者にお問い合わせ下さい。
19	対象期間内に工業用LPガスの契約を解除した場合、解除するまでの期間は支援対象となるのか。	対象となります。 例えば、令和5年7月10日まで工業用LPガス契約をしていたが、7月11日から契約を解除した場合、令和5年4月～7月10日までの工業用LPガス購入分が支援対象となります。

【交付決定について】

番号	質問	回答
20	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	交付決定した場合は、申請者へ「交付決定及び支援額確定通知書」を送付します。
21	「交付決定及び支援額確定通知書」はどこに住所に郵送されるのか。	法人の場合は、申請書の「郵便物の希望送付先住所」欄でチェックを入れた住所に、個人事業主の場合は代表者の自宅住所に郵送します。
22	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。なお、振込先口座の情報が分かる書類として通帳のコピーを提出いただく際には、金融機関名、口座番号、名義人が記載されている箇所のコピーをご用意ください。

23	支遣金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、審査が完了した申請から順次、お支払いします。申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
24	現金での支給は可能か。	現金払いはできません。